	14							⁶ 2			認裁判印長
•	裁判所書記官	裁 判 官	裁判官	裁判長裁判官	裁判をした	年月日	被 告 人	被 告 事 件			事件番号
	稲 葉 武 司	山田 徹	川口泰司	三 宅俊一郎	金沢地方裁判所第三部	平成四年六月二九日		準 強 姦 害	ر ر	第二回公判	平成四年わ第八六号等
	証人	出頭した	弁護人		出頭した	検察官		廣		調書(五	
	J	廣 野口	,	詢 田		江村		野秀樹		手続)	
/ 1	Î	巳代子	•	進		正 之		出頭	(出頭別)		(合 議)

	事 書 半 戸
証拠調べ等	
	証拠等関係カード記載のとおり
検察官の意見	
	本日付け論告要旨記載のとおり
弁護人の意見	元
-	本件公訴事実について、被告人はすべて認めており、これを争うもので
	はありません。
_ :	情状について
	本件犯行は自首事犯であり、犯行態様についても被告人の一時の感情の
	昂りによって、被害者に暴行を振るって想像以上の被害を与えたことは被
	告人自身も認めています。
	被告人には前科がなく、本件犯行について、被告人は深く反省をし、被
	害弁償についても、本件で罪の償いをしたあと一生かかっても被害者に被

最高裁印 九号の一